

議案第62号

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例 の一部改正について

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年8月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例 の一部を改正する条例

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(平成26年志摩市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項

において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

第2条第1項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応する団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)」を削り、「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に改め、同項の表中

「

おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
----------------	-----------------------------

」を

「

担当する区域における第 1 号被保 險者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね 1,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人

」に

改め、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支

援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第3条第1号中「被保険者」を「介護保険の各被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(志摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

2 志摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成26年志摩市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。